

議案第20号

天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人（その役員（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）のうちに天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があるものを除く。）とする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者における入居の確認)

第5条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(記録の保存年限)

第6条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、基準省令第40条第2項第1号及び第2号、第63条第2項第1号から第4号まで又は第84条第2項第1号から第3号までに掲げる記録を整備し、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から5年間保存しなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、基準省令第40条第2項第3号から第6号まで、第63条第2項第5号から第8号まで又は第84条第2項第4号から第7号までに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。